

2025年度 旭川市肥満症対策事業 自治体起点の受診勧奨モデルの実証

要約



事業概要



国民健康保険加入者を対象に、特定健診・特定保健指導の枠組みを活用し、肥満症対策事業を実施



旭川市とノボ ノルディスク ファーマ株式会社の連携協定に基づき、疾患啓発および高リスク者の医療機関への受診勧奨モデルを構築し、保健師が対面で受診勧奨を行うモデルを実装



主な成果

特定健診受診者のうち高リスク者を特定し、医療機関への受診勧奨を実施



医療機関と保健師による伴走支援により、医療機関受診者における体重減少・行動変容を確認



一方で、初期接触（連絡困難・心理的障壁）が最大のボトルネックになることを確認



結論・示唆

保健師による直接受診勧奨モデルは有効性を示唆

今後の重要事項

初期接触手法の改善



疾患認知の向上



医療機関への受診率の向上



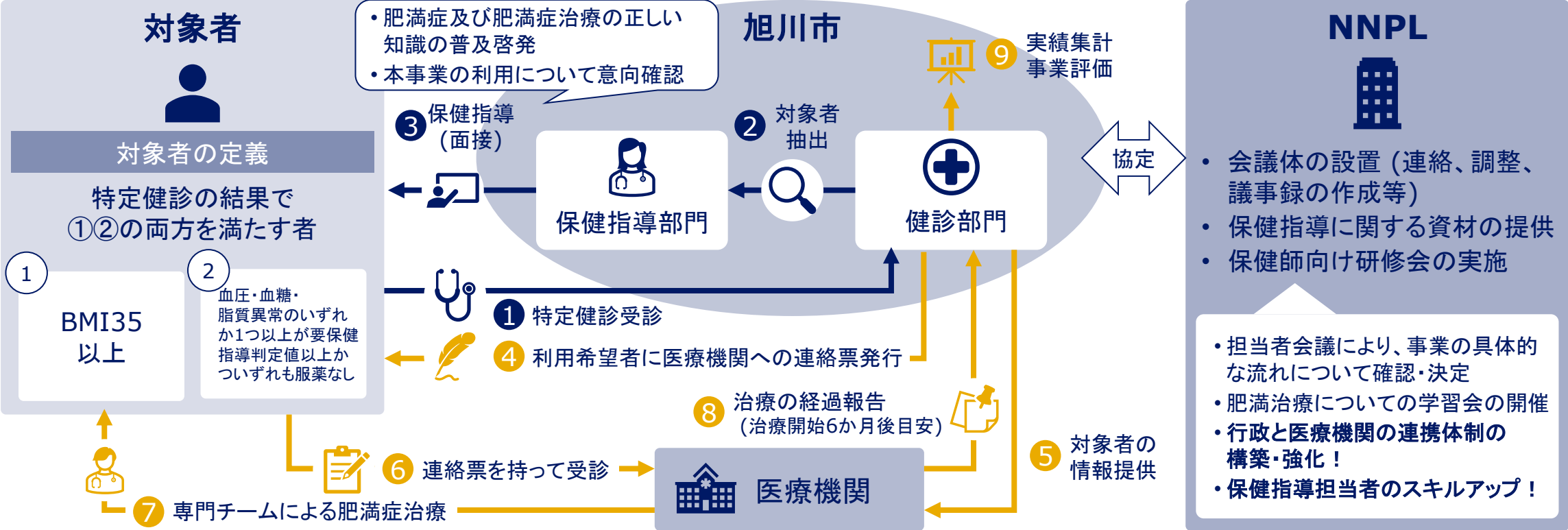
旭川市肥満症対策事業の概要

正しく効果的な減量！適正な服薬！

毎月 → 随時 →

ねらい・効果

- 肥満症に起因した健康障害を改善することで、虚血性心疾患や脳卒中など重症化した生活習慣病の発生を予防する
- 生活習慣病の重症化を予防することで、健康寿命の延伸、QOLの向上ができるほか、虚血性心疾患や脳卒中等にかかる医療費、介護給付費など社会保障費の削減が期待できる



旭川市における受診勧奨の仕組み

特定健診保健指導対象者のうち肥満症高リスク者について、保健師から直接の受診勧奨を実施

🎯 目的

国民健康保険加入者のうち
肥満症高リスク者を早期に把握し、
医療機関への受診につなげる 

肥満症に起因する健康障害の
改善および生活習慣病重症化の
予防を図る 

自治体を起点とした受診勧奨
モデルの有効性を検証し、
今後の施策に資する知見を得る 

🔍 健診結果の解析

特定保健指導対象者



肥満症高リスク者

特定保健指導の勧奨



👤 保健師 / 市民



- 保健指導を受ける
- 保健師から直接の
受診勧奨

医療機関受診



🏥 医療機関



- 診断を受ける
- 肥満症治療

受診勧奨事業で活用した資材

■ 受診勧奨資材

本通知をお渡しした“あなた”は、
今回の健診で**高度肥満**があるため
医療機関の受診をお勧めします。

あなたのBMI

その他の指標事項

☐ 血圧 () ☐ 脂質 ()
☐ 血糖値 () ☐ 上記以外 ()

肥満症を放置すると重大な疾患につながるリスクがあります。

肥満症対策チームが
あなたをサポートします！

保健師等にご相談いただき、
検査結果をお持ちのうえで、
医療機関の受診をお勧めします。

発行元 旭川市国民健康保険 旭川市健康増進課
TEL: 0166-25-9841
TEL: 0166-25-6365

■ 対象者への情報提供用資材

肥満症とは

・ 肥満は、体脂肪組織に脂肪が過剰に蓄積した状態である

・ 肥満の判定にはBMIを用いる

・ 肥満のうち種々の健康障害と関連し、医学的に減量を必要とする病態を、肥満症という疾患単位として取り扱う

$$BMI = \frac{\text{weight (kg)}}{\text{height}^2 (\text{m}^2)}$$

肥満症診断のフローチャート¹⁾

表1-2の1) 肥満症の診断に必要な健康障害

- 1) 動脈硬化(型糖尿病・脂質異常など)
- 2) 脂質異常症
- 3) 高血圧
- 4) 高尿酸血症・痛風
- 5) 冠動脈疾患
- 6) 脳梗塞・一過性脳虚血発作
- 7) 非アルコール性脂肪性肝疾患
- 8) 月経異常・女性不妊
- 9) 閉塞性睡眠呼吸障害・肥満低換気症候群
- 10) 運動器疾患(変形性関節症・膝関節・股関節・手指関節、変形性脊椎症)
- 11) 肥満関連腎臓病

¹⁾ 常に全項目において評価。詳細は本ガイドラインp.14²⁾ 二次性肥満の判定と評価(参照のこと)
²⁾ 表1-2の1)に相当
³⁾ BMI ≥ 25の肥満のうち、高度ではない肥満

肥満症を抱える人々の多くは、より適切な診断や治療を必要としている

肥満者を抱える人々の心理的障壁¹⁾

- 医師に体重管理の話はしたくない・・・
- 減量は自分の責任だと思うけど・・・
- 運動と食習慣が原因なのは分かっている。コントロールしなくちゃ・・・
- 医師に相談したり体重管理してもらおうなものではない・・・

肥満症治療指針²⁾

¹⁾ 高度肥満症ではない場合
²⁾ 運動療法の実施にあたっては、添付文書上の用法をふまえ、作用機序や有効性、安全性などを総合的に判断したうえで決定する必要がある。
³⁾ BMI < 35であっても、合併する健康障害の種類や程度によっては外科療法が適切な場合がある。
⁴⁾ BMI ≥ 22 × (身長[m]²)となる体重を標準体重とし、年齢などを考慮して目標体重を設定する。

受診勧奨事業で使用した医療機関との連絡票

様式1
令和 年 月 日

医療機関名
御担当医 様

旭川市長 今津寛介
(福祉保険部国民健康保険課担当)

旭川市肥満症対策事業 対象者連絡票

平素より大変お世話になっております。

旭川市国保特定健康診査を受診された〇〇〇〇様について、本市が実施する肥満症対策事業の対象に該当しており、御本人と面接し、肥満症治療について情報提供したところ、貴院への受診を希望されましたので連絡いたします。

氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日
住所		電話番号	- -
面接で得た 対象者情報			

・同封資料 令和7年度 旭川市国保特定健康診査健診結果表

〈事業問合せ先〉
国民健康保険課 特定健診担当
電話 25-9841

様式2
令和 年 月 日

医療機関名
御担当医 様

旭川市長 今津寛介
(福祉保険部国民健康保険課担当)

旭川市肥満症対策事業 診療情報提供票

平素より大変お世話になっております。

貴院通院中の〇〇様ですが、旭川市肥満症対策事業の対象者に該当され、令和〇年△月に当課より様式1を提出させていただいております。

本事業の評価を行うため、御多忙中恐縮ですが、下記に御記入の上、同封の返信用封筒で返送願います。

氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日
受診頻度	1回 / 週 ・ 月	最終受診日	年 月 日

直近の検査日 (年 月 日)

身長	体重	BMI	服薬(血圧)	服薬(血糖)	服薬(脂質)
cm	kg		あり・なし	あり・なし	あり・なし
LDL	中性脂肪	尿酸	血圧	血糖	HbA1c

【治療経過】 ☐食事療法 ☐運動療法 ☐内服治療 ☐外科的処置 ☐治療中止

【今後の治療】 ☐終了 ☐継続(☐食事療法 ☐運動療法 ☐内服治療 ☐外科的処置)

【その他】 例) 尿酸治療開始 ※特記事項がある場合記載をお願いします。

〈事業問合せ先〉
国民健康保険課 特定健診担当
電話 25-9841

様式3
令和 年 月 日

医療機関名 御中

同意書

貴院における私の診療情報を旭川市に提供することについて同意します。

住 所 旭川市 _____
氏 名 _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
電話番号 _____

※この同意書及び診療情報を含めた個人情報、旭川市肥満症対策事業に関する内容以外の目的では使用せず、第三者へ提供することはいたしません。

定性評価

自治体を起点として肥満症高リスク者を医療につなぐ実装モデルとしての有効性が示唆された

受診につながった要因

「肥満症は治療が必要な疾患」という説明により、受診必要性の認知が促進



「医師と保健師が伴走する」支援提示により、医療機関受診への心理的不安を軽減



行動変容を阻害する要因

初期接触段階における連絡困難・支援拒否（忙しさ、理解不足、スティグマなどが背景にある）



「自己努力で解決すべき」という認識による受診回避



モデルとしての示唆

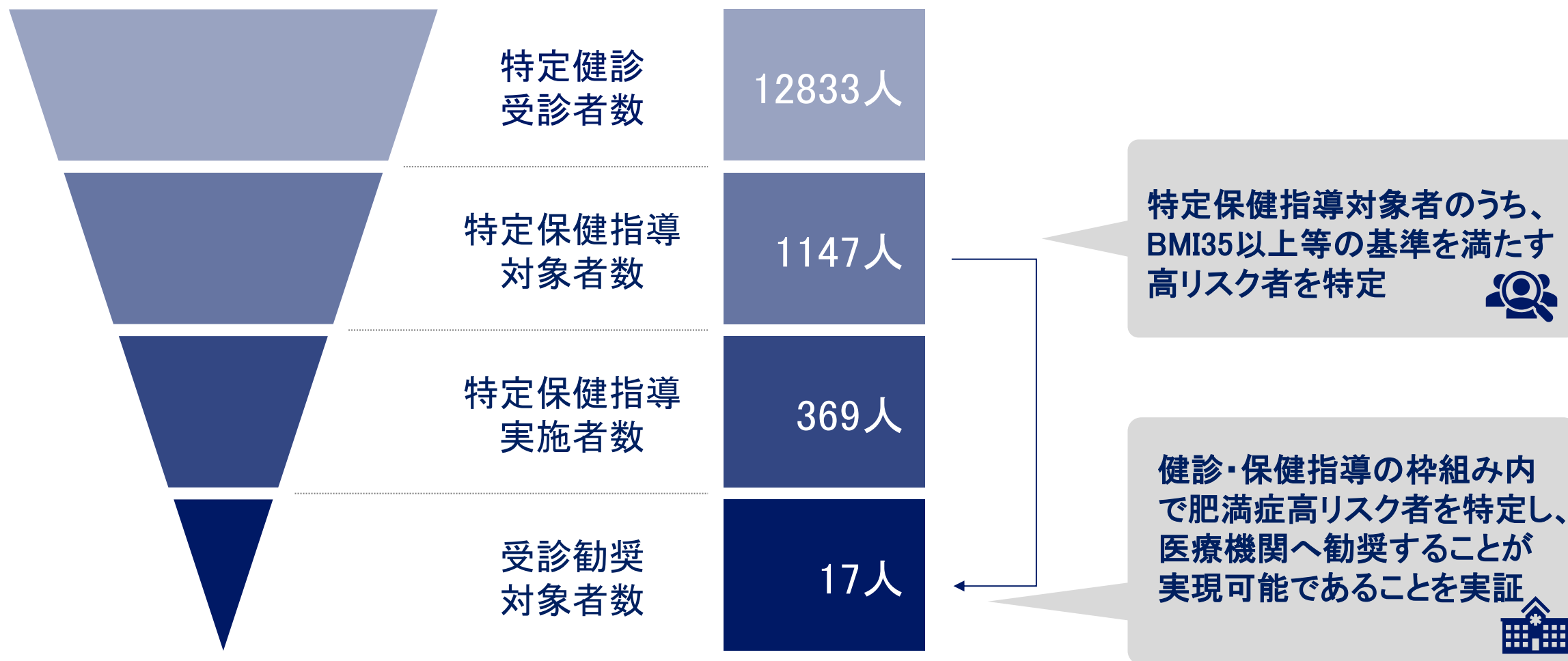
特定保健指導の場を活用した直接受診勧奨により、心理的障壁を低減し受診行動を促進できる可能性を示唆



医療機関と保健師の連携により、継続支援が実現



定量評価



課題と次年度に向けて

課題

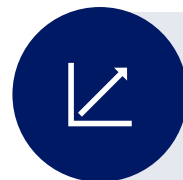


初期接触段階での離脱および肥満症に関する認識不足が、受診勧奨モデルの主要なボトルネックとなっている



2026年度は以下を重点的に実施する

1



初期接触方法の改善および
動機づけ資材の強化

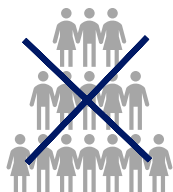
2



肥満症に関する継続的な
疾患啓発を推進



方針



2026年度は「対象拡大」ではなく、現行の条件下で
「医療機関への受診率の最大化」を優先する